

【資料 3】

令和 2 年度

筑紫野市事務事業外部評価委員会

答申結果および検討方針

No. 1

事務事業名	防災事務事業
所管課等名	危機管理課
評価結果	見直し
改善要望事項等	<p>【改善項目①】</p> <p>■<u>防災意識の向上に寄与する多種多様な取り組みの推進について</u></p> <p>本事業の成果指標「出前講座参加者数」については、近年、その開催回数とともに増加傾向ではあるものの、近年頻発する豪雨災害等の状況を踏まえ、自助の備えとしての更なる防災意識の向上が必要であると考えられる。そのため、学校教育・社会教育の一環としての HUG（避難所運営ゲーム）の実施や授業参観等を通じた保護者との一体的な学習機会の創出、近隣自治体のハザードマップを参考にした取り組みなどを検討するとともに、出前講座の内容を収録した動画を作成し各地域等での活用を促すなど、多種多様な手法による防災意識の向上に寄与する取り組みについて検討するよう提言します。</p> <p>【改善項目②】</p> <p>■<u>重要水防地域への防災出前講座等の実施徹底について</u></p> <p>市が指定する重要水防地域がある行政区等のうち、これまで出前講座の開催がなされていない地域が存在していることから、地域からの出前講座の依頼がない場合についても、市が主体的に防災出前講座等を開催するよう提言します。</p>

改善要望事項等

【改善項目③】

■自助としての家庭での防災の備えの促進について

第六次筑紫野市総合計画における本事業の上位の基本事業の成果指標「家庭で行っている防災対策の項目数」の基となる防災準備項目のうち、市として重要にも関わらず準備率が低い数値となっている項目については、自助としての家庭での防災の備えが促進されるよう、広報紙や市公式ホームページ、防災出前講座、学校教育現場での児童・生徒等への周知・啓発などを更に強化するよう提言します。

【改善項目④】

■事業分割の検討について

本事業は、出前講座や各種訓練などの災害に対する備えに係るソフト関連事業と防災システムの維持管理などのハード関連事業が混在しているが、多岐に渡る取り組みを本事業内に盛り込み過ぎていることに加え、事務事業の名称から事業内容や成果指標が分かりづらくなっているため、市民への説明責任の観点から、事業の分割について検討するよう提言します。

検討方針

(1) 防災意識の向上に寄与する多種多様な取り組み

防災出前講座や学校教育現場等での趣向を凝らした取り組みをはじめ、近隣自治体や近年被災している自治体の事例を調査・研究するなど、第六次総合計画における上位の基本事業「防災意識の向上」の目標達成に向けて、多種多様な取り組みについて幅広く検討します。

(2) 重要水防地域での防災出前講座等の実施

市が指定する重要水防地域がある行政区等のうち、これまで出前講座の開催がなされていない地域に対しては、市から積極的に働きかけることで、防災出前講座等の開催がなされるよう努めます。

<p>検討方針</p>	<p>(3) 家庭での防災の備えの促進</p> <p>第六次総合計画における上位の基本事業の成果指標「家庭で行っている防災対策の項目数」の目標達成に向けて、保存飲料水や保存食料品、災害時の家族との連絡方法など、市として重要であると認識している項目については、広報紙や市公式ホームページ、防災出前講座をはじめ、様々な機会を捉えながら、周知・啓発を行うよう検討します。</p> <p>(4) 事業の分割と事務事業の名称変更</p> <p>本事業を災害に対する備えとしてのソフト関連事業とシステムの維持管理などのハード関連事業に分割し、それぞれの事業内容を類推することができる事業名称に変更するよう検討します。</p> <p>(5) 成果指標の設定</p> <p>事業分割後のそれぞれの成果指標の設定については、各事業の特性に応じた検討を行います。</p>
-------------	---

No. 2

事務事業名	危機管理事業
所管課	危機管理課
評価結果	見直し
改善要望事項等	<p>【改善項目①】 ■生活物資等の備蓄品の充実について</p> <p>本事業の成果指標「備蓄品の充足割合（食糧）」については、福岡県が定める目標 300%（最大避難者数 3 日分）を既に達成しているが、近隣自治体の備蓄状況と比較すると、生理用品などの本市のみが備蓄していない生活物資等が一部あることから、近年被災している自治体の経験を踏まえ、備蓄品の追加や見直しを検討するよう提言します。</p> <p>【改善項目②】 ■仮設トイレの調達方法の検討について</p> <p>災害時に避難者が使用するトイレについては、避難所のトイレに加え、簡易トイレを一定程度整備しているものの、大規模な災害発生時に備え、仮設トイレについても、事業者との協定締結などによる調達方法について検討するよう提言します。</p>

改善要望事項等

【改善項目③】

■避難所の Wi-Fi 環境整備について

コミュニティセンターや小中学校の体育館などの避難所については、Wi-Fi が一部整備されていない施設もあることから、避難者の情報収集等の必要性に鑑みて、当該設備の整備に努めるよう提言します。

【改善項目④】

■災害時における大規模商業施設等との連絡体制等の構築について

過去の大雨等の災害発生時の経緯からの提言ではあるが、市民等が集う大規模商業施設等においては、周辺の道路状況や交通状況等に鑑みて、災害発生前の段階での迅速な避難行動が求められるケースがあるものと考えられる。そのため、当該施設等で働く方々を含めた市民等の人命を最優先に守る視点から、早めの帰宅・避難等を促すことができるよう、当該施設と常時連絡を取り合うことができる体制の構築やルールづくり・仕組みづくりに努めるよう提言します。

検討方針

(1) 生活物資等の備蓄品の充実

近隣自治体との備蓄状況の比較について精査を行ったうえで、本市のみが備蓄していない生活物資等については、その追加を検討するほか、近年被災している自治体の備蓄品を参考にするなど、生活物資等の備蓄品の充実について検討します。

(2) 仮設トイレの調達方法の検討

大規模な災害発生時に備え、事業者との協定締結などによる無償での調達を前提とした手法について検討します。なお、検討にあたっては、災害時に迅速な調達を行うことができるか十分な確認を行いながら検討を進めます。

検討方針

(3) 避難所の Wi-Fi 環境整備

避難所の Wi-Fi 環境整備については、避難者の情報収集のあり方や近隣自治体の整備状況等を調査・研究し、Wi-Fi の必要性や整備に係る費用対効果等について検証したうえで、そのあり方について検討します。

(4) 大規模商業施設等との連絡体制等の構築

災害時に備え、集客力が高い大規模商業施設等と常時連絡を取り合うことができる体制の構築等について検討します。

No. 3

事務事業名	防犯灯補助事業
所管課等名	危機管理課
評価結果	見直し
改善要望事項等	<p>【改善項目①】 ■LED 防犯灯の積極的な普及について</p> <p>本市の LED 防犯灯の普及率については、近隣自治体と比較して最も低い数値となっており、電灯費についても高額な状況となっている。市として LED の普及についての明確な方向性がないとのことであるが、LED に切り替えた場合の電灯費については、将来的な経費節減に繋がるものと期待されることから、今後の電灯費のシミュレーションを行うなど、中長期的な費用対効果の観点、SDGs の観点などから、LED 防犯灯の積極的な普及について検討するよう提言します。</p> <p>【改善項目②】 ■効果的・効率的な事業実施手法の検討について</p> <p>本事業は、自治会が管理する防犯灯の更新や電灯費に対して市が補助を行うものであるが、事業費の約 2/3 を市が拠出しており、各自治会の補助金額の算定などの事務量が多く、職員の負担が大きいものとなっている。一方で、近隣自治体の事業実施状況によると、市が実施主体として防犯灯の設置及び維持管理を行っている自治体も一部あり、LED 普及率も非常に高くなっている。そのため、市が実施主体となって防犯灯の維持管理を行う事業手法の検討や PFI 方式の活用等の全国的な事例を調査・研究するなど、LED 防犯灯の普及や経費節減、職員の負担軽減等に寄与する効果的・効率的な事業手法について幅広く検討するよう提言します。</p>

検討方針

(1) LED 防犯灯の積極的な普及

LED 防犯灯の普及については、切り替えに係る費用負担や電灯費等を含めて、将来的な経費節減に繋がるかシミュレーションを行うなど、中長期的な費用対効果の観点、SDGs の観点などから総合的・多角的な分析を行ったうえで、市としての取り組みについて整理します。

(2) 効果的・効率的な事業実施手法の検討

近隣自治体で一部取り組んでいる市が実施主体として防犯灯の設置及び維持管理を行う手法や全国的な事例としてのPFI方式の活用など、改善項目①のLED 防犯灯の普及に係る市としての取り組みについての整理と併せて、効果的・効率的な事業実施手法について検討します。

No. 4

事務事業名	ふれあいのまちづくり事業
所管課等名	生活福祉課
評価結果	見直し
改善要望事項等	<p>【改善項目①】</p> <p>■福祉委員の活動状況の把握について</p> <p>福祉委員については、ボランティアとしての活動を前提としているものではあるが、市として福祉委員の活動に対して補助金を拠出していることを踏まえ、福祉委員の活動状況について把握するよう努めるとともに、当該活動状況を評価・分析し得る成果指標の設定について検討するよう提言します。</p> <p>【改善項目②】</p> <p>■小地域福祉活動推進費の使途の確認について</p> <p>福祉委員事業補助のうち、福祉委員を設置した自治会に支出する小地域福祉活動推進費については、地域福祉の推進を目的に、福祉委員の活動の一部を支援するものであるが、その使途についての確認がなされていないことから、自治会等から報告を受けるなど、補助金の使途の確認について社会福祉協議会と協議するよう提言します。</p> <p>【改善項目③】</p> <p>■小地域福祉活動推進費の廃止について</p> <p>改善項目①②の福祉委員の活動状況及び補助金の使途を確認した結果、福祉委員の活動費に充てられていない等、本補助金が有効に活用されていない場合については、本補助金の廃止について検討するよう提言します。</p>

<p>検討方針</p>	<p>(1) 福祉委員の活動状況の把握</p> <p>市として福祉委員の活動に対して補助金を拠出していることを踏まえ、福祉委員の活動状況を把握するよう社会福祉協議会と協議します。</p> <p>(2) 成果指標の設定</p> <p>福祉委員の活動状況を把握したうえで、「活動回数」や「ボランティア従事回数」等、当該活動状況を評価分析し得る成果指標の設定について検討します。</p> <p>(3) 小地域福祉活動推進費の使途の確認</p> <p>小地域福祉活動推進費の使途については、一定の様式等を整理したうえで、自治会等からの報告を求めるなど、その確認手法について、社会福祉協議会との協議を行います。</p> <p>(4) 小地域福祉活動推進費の廃止</p> <p>福祉委員の活動状況及び本補助金の使途を確認した結果、本補助金が有効に活用されていない場合については、本補助金の目的を踏まえた有効活用の徹底について促すよう、社会福祉協議会と協議します。そのうえで、改善が見込めない場合については、社会福祉協議会と協議したうえで、本補助金の廃止も含めて検討します。</p>
-------------	--

No. 5

事務事業名	ふれあいいきいきサロン補助事業
所管課等名	生活福祉課
評価結果	見直し
改善要望事項等	<p>【改善項目①】</p> <p>■<u>成果指標の追加について</u></p> <p>本事業の成果指標については「サロン開催回数」となっているが、サロンにどれだけ多くの方が参加したかが本事業の成果であると考えられることから、成果指標「サロン参加者数」の追加について検討するよう提言します。</p> <p>【改善項目②】</p> <p>■<u>補助金交付対象団体等の定義の整理について</u></p> <p>本補助金については、高齢者等のつながりや支え合いを深めることによる地域福祉の推進を目的に、サロン活動を行っている任意の団体やグループに対して交付しているものであるが、その用途についての報告がなされていない状況となっている。活動実績によると開催回数が突出して多いサロンが一部見受けられ、本事業の目的を逸脱して生涯学習や生涯スポーツ、趣味の一環として活動しているサロンが一部あるのではないかと推測される。また、今後サロン活動が活性化するにしたいが、生涯学習や生涯スポーツの自主サークルとの境界が曖昧になり、将来的に補助金交付対象団体が際限なく増加することも懸念される。そのため、本事業の目的を踏まえたうえで、補助金交付対象団体や交付活動範囲、補助金の用途についての定義、実績報告のあり方について整理するよう提言します。</p>

検討方針

(1) 成果指標の追加

本サロンにどれだけ多くの方が参加したかを評価・分析できるよう、成果指標「サロン参加者数」の追加について検討します。

(2) 補助金交付対象団体等の定義の整理

本補助金の目的を踏まえたうえで、交付対象団体や交付活動範囲、補助金の使途についての定義、実績報告のあり方について、社会福祉協議会と整理します。そのうえで、各サロンの活動内容等が、本補助金の趣旨・目的等を逸脱している場合には、社会福祉協議会と協議したうえで、その改善を促し、改善が見込めない場合については、その措置について社会福祉協議会と協議します。

No. 6

事務事業名	障害者高齢者成年後見制度相談事業
所管課等名	生活福祉課
評価結果	見直し
改善要望事項等	<p>【改善項目①】</p> <p>■本委託契約のあり方について</p> <p>本事業で実施する年 10 回の市民相談会については、5 回を市の委託事業として、残る 5 回を委託事業者の独自事業として実施しているため、同じ相談会でも責任の所在等が異なるほか、実質的に補助事業のような取り扱いとなっている。そのため、補助事業への見直しを行うか、若しくは、委託事業として継続して実施するのであれば、市民相談会全てについての委託契約とするなど、そのあり方について検討するよう提言します。</p> <p>また、本委託契約に係る仕様書の内容については、委託業務の項目のみの記載となっていることから、詳細内容の記載について検討するよう提言します。</p> <p>【改善項目②】</p> <p>■市民相談会の積極的な周知について</p> <p>本事業の対象者である認知症高齢者等が増加傾向であることから、市民相談会が最大限有効に活用されるよう、他部署が後期高齢者等に対して定期的に送付する案内文書（保険証送付時等）に、本相談会のチラシを同封するなど、関係部署との横断的な連携等による積極的な周知について検討するよう提言します。</p>

改善要望事項等

【改善項目③】

■市民相談会の予約が可能な運用等への見直しについて

市民相談会については、現状、相談内容等によっては待ち時間が長くなってしまったり近隣自治体で一部予約制を導入している自治体もあることから、市民サービスの観点からも予約が可能な運用への見直しについて検討するよう提言します。

また、予約という形態よりも事業者への個別相談の方が適している場合には、相談会への委託又は補助を行わず、相談業務を常時受け付けてもらうことへの対応なども視野に入れ、利用者と事業者の双方にとって、より良いあり方を検討するよう提言します。

<p>検討方針</p>	<p>(1) 本委託契約のあり方の整理</p> <p>本事業における市民相談会については、市が主体的に実施する委託事業として継続して実施するか、NPO 法人の活動を支援する補助事業として実施するかを整理したうえで、継続して委託事業として実施する場合については、事業費が増額しないことを前提に、市民相談会全てについての委託契約とするよう検討します。</p> <p>(2) 仕様書の詳細内容の記載</p> <p>本委託契約に係る仕様書については、その詳細内容を記載することで、委託契約内容の明確化を図るよう検討します。</p> <p>(3) 市民相談会の積極的な周知</p> <p>関係部署等との協議を行ったうえで、他部署が後期高齢者等に対して定期的に案内文書等を送付する機会など、市民相談会の積極的な周知に努めます。</p>
-------------	---

検討方針

(4) 市民相談会の予約が可能な運用への見直し

市民相談会の予約については、平成24年当時に委託事業者との協議を行った経緯があるものの、一定の期間が経過し、相談件数の増加や相談内容の複雑化などから、既に予約制を取り入れている近隣自治体の状況を調査・分析したうえで、委託事業者との再協議を行うよう検討します。

(5) 利用者と事業者の双方がより良い事業手法の検討

市民相談会の予約が可能な運用への見直しと併せて、事業者への個別相談が常時可能な事業手法など、利用者と事業者の双方がより良い事業手法となるよう委託事業者との協議について検討します。

No. 7

事務事業名	障害者日常生活用具費支給事業
所管課等名	生活福祉課
評価結果	見直し
改善要望事項等	<p>【改善項目①】</p> <p>■日常生活用具費の基準額の見直しについて</p> <p>市が対象者に支給する日常生活用具費の用具毎の基準額を近隣自治体と比較した結果、一部突出して高い基準額や逆に低い基準額の設定がなされているなど、バラつきがある用具について、基準額の見直し頻度を高めることで、最適な基準額の設定となるよう提言します。また、時代や技術革新にあわせた新規用具の追加や廃止についてもあわせて検討するよう提言します。</p> <p>【改善項目②】</p> <p>■公共施設におけるオストメイト対応トイレの整備について</p> <p>本事業と関連した「障がい者福祉の充実」に関する提言であるが、公共施設におけるオストメイト対応トイレの整備が進んでいないことから、特に市民又は職員が多く使用する公共施設については、その整備に努めるよう提言します。</p>

検討方針

(1) 日常生活用具費の基準額の見直し

日常生活用具費の基準額については、近隣自治体との比較等による最適な基準額となるよう定期的に検討します。

(2) 新規用具の追加や廃止

日常生活用具の新規用具の追加や廃止については、近隣自治体の状況等を随時調査するなど、基準額の見直しと併せて検討します。

(3) 公共施設におけるオストメイト対応トイレの整備

公共施設におけるオストメイト対応トイレについては、各施設を管理する関係各課等と連携して、近隣自治体の整備状況等を調査・研究するなど、そのあり方について検討します。

事務事業名	意思疎通支援事業
所管課等名	生活福祉課
評価結果	見直し
改善要望事項等	<p>【改善項目①】 ■市職員の手話表現技術の習得について 市役所等での各種手続きなどにおける意思疎通を図るため、専任手話通訳者2名を生活福祉課に配置しているが、市職員も手話表現技術を習得することで、窓口等における意思疎通の円滑化が期待されることから、市内部での職員研修を実施する等、市職員のスキルアップについて努めるよう提言します。</p> <p>【改善項目②】 ■登録手話通訳者の育成・拡大について 登録手話通訳者は20名登録されており、利用者からの派遣依頼に応じて病院や学校、家庭等に派遣されているが、日時や場所等の重複等により、派遣が困難なケースも一部あることから、手話奉仕員養成講座の受講者などを中心に、登録手話通訳者の育成・拡大に繋がるような取り組みについて検討するよう提言します。</p> <p>【改善項目③】 ■聴覚障害者相談員の設置について 聴覚障害者相談員については、近隣自治体で配置しているのが本市と春日市のみであることに加え、月2回の相談開設日に対して、相談件数が多くない状況（H30：45件／年、R1：39件／年）である。相談員である聴覚障害者の社会参加の促進や令和元年度から相談開設日を週1回から月2回に見直しを行っていることは評価できるものの、今後の相談者数の推移を注視しながら、相談員の削減について検討するよう提言します。</p>

検討方針

(1) 市職員の手話表現技術の習得

手話表現技術の習得には、相当な鍛錬が必要になりますが、朝礼の場等を活用した市職員のスキルアップに努めます。

(2) 登録手話通訳者の育成・拡大

登録手話通訳者の育成・拡大については、手話奉仕員養成講座の受講者への働きかけを継続的に行うほか、市民が集う場において講座受講の周知を行う等、その育成・拡大に繋がる手法について幅広く検討します。

(3) 聴覚障害相談員の見直し

聴覚障害者相談員への相談件数の推移を注視しながら、聴覚障がい者自身が相談を行う聴覚障害者相談員の在り方について検討を行います。

No. 9

事務事業名	重度心身障害者福祉手当給付事業
所管課等名	生活福祉課
評価結果	見直し
改善要望事項等	<p>【改善項目①】</p> <p>■<u>所得制限の導入について</u></p> <p>本事業の対象者について、近隣自治体と比較した結果、所得制限を導入していないのが本市のみであり、一定の所得を有する対象者への給付の必要性に疑義があることから、所得制限の導入について検討するよう提言します。</p>

検討方針

(1) 所得制限の導入

近隣自治体の状況を参考に所得制限を導入した場合の対象者数や事業費等のシミュレーションを行うなど、その影響について検証したうえで所得制限の導入について検討します。

No.10

事務事業名	地域活性化推進補助事業
所管課等名	商工観光課
評価結果	見直し
改善要望事項等	<p>【改善項目①】 ■事務事業の名称変更について 事務事業の名称については、市民への説明責任の観点等から、事業内容を類推することができる名称にすべきであるため、「紫プロジェクト推進事業」等への変更について検討するよう提言します。</p> <p>【改善項目②】 ■事務事業の目的を踏まえた成果指標の追加について 本事業の取り組みのひとつとして、「紫草（むらさき）」の復活栽培をはじめとして、紫草の苗の配布やカレンダー作成などを行っている。本事業の目的が「筑紫野市＝紫」を物理的、心理的に市民に浸透させることであれば、アンケート調査等により、市民への周知が進んでいるかを計ることができる成果指標として、「紫（むらさき）をキーワードとしたまちづくりを実感している市民の割合」等を追加するよう提言します。</p> <p>【改善項目③】 ■「紫プロジェクト」の積極展開と商品の常時販売、啓発の実施について これまでに紫プロジェクトで開発された商品が67品目あるが、筑紫野市ならではの目玉となる商品が乏しい印象を受けることから、積極的な商品開発を促すとともに、その販売についても、藤まつり等のイベント時のみならず、各店舗での常時販売やインターネット上での販売について検討するなど、積極的かつ年間を通じて継続的にPRを行うよう提言します。</p>

改善要望事項等

【改善項目④】

■本補助事業のあり方について

「紫プロジェクト」の推進にあたっては、市が拠出する本補助金のほか、商工会が負担する事業費を財源としている。商工会が負担する事業費の中には、別途商工会に対しての活動補助金が含まれている可能性があり、本事業に対する市補助金が、実質的に2種類混在する状況となっている。そのため、商工会へ拠出する各種補助金の目的や用途を明確化したうえで、本事業に係る事業費を精査し、商工会への活動補助金のうち本事業に充当している金額の本事業補助金への移管や、実績報告時に領収書等の添付等を求めるなどの見直しを行うなど、補助金の支出と実績確認の効率化や市民への説明責任の観点から、本補助事業のあり方について整理するよう提言します。

検討方針

(1) 事務事業の名称変更

本事業の事業内容を類推することができる事業名称として、「紫プロジェクト推進事業」等に変更するよう検討します。

(2) 成果指標の追加

本事業の市民への周知が如何に進んでいるかを把握するため、市民アンケート調査等の実施について検討するとともに、当該調査結果を評価・分析し得る成果指標として、「紫をキーワードとしたまちづくりを実感している市民の割合」等の追加について検討します。

(3) 「紫プロジェクト」の積極展開等

「紫プロジェクト」における積極的な商品開発と幅広い商品販売方法の検討について商工会等に促すなど、「紫プロジェクト」の積極展開に努めます。

検討方針

(4) 「紫プロジェクト」に係る市からの補助金の整理

「紫プロジェクト」の推進にあたっては、市が商工会に対して拠出する別途活動補助金が充てられないよう整理しているが、本補助金を含めた商工会へ拠出する各種補助金の目的や用途を明確化するなど、今後も支出状況が適切であるか等、継続的に確認することとします。

(5) 実績報告のあり方

補助金の支出や実績確認の効率化、市民への説明責任の観点から、本補助事業の実績報告時に領収書等の添付等を求めるなどの見直しについて検討します。